

## 災害時に活用する携帯・簡易トイレの適切な普及に向けた検討会 設置要綱

### 1. 本検討会の開催趣旨

被災時のトイレ確保については、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成28年（令和6年改定）内閣府）」において、被災状況を踏まえて様々な製品を組み合わせ使用していくことが重要とされており、組み合わせのモデルケースとして、発災直後からの数日間、仮設トイレ等が整備されるまでの初動として、携帯トイレや簡易トイレの使用が推奨されている。

「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）（令和6年内閣府）」においても、当該物資について、自治体や個人におけるさらなる備蓄の促進が必要とされている。

他方、当該物資については、必ずしも災害時の対応を想定した製品だけが流通している状況ではなく、また、性能等に関する基準・規格などが設けられていないことから、自治体等からは、どの製品を選択してよいか分からない等の声が上がっている状況。また、先般の能登半島地震においては、当該物資について、衛生面等で十分な活用や処分が出来ないなどの事例が発生していた。

こうした状況を踏まえ、当該製品について、災害用途として選択する際の考え方や、災害現場での活用等に関する課題と対応について議論を行い、当該製品の適切な普及を推進するために関係者が取り組むべき今後の方針をとりまとめることを目的として、有識者、関係事業者、関係団体等からなる検討会を設置する。

### 2. 構成員

本検討会の構成員は別紙のとおりとし、委員の互選により座長を決定する。座長は、必要であると認めるときは、座長承認のもと、構成員及びオブザーバーの追加、その他の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### 3. 検討会の運営

本検討会の事務は、経済産業省製造産業局生活製品課住宅産業室が行う。

#### 4. 本検討会及び議事・配布資料の取り扱いについて

本検討会は、率直な意見交換を促進する観点から、原則関係者以外の傍聴は認めないが、議事要旨は、事務局において作成し配布資料とともに経済産業省のホームページにて公開する。

※個別の事情に応じて事務局が認める場合は対象資料・議事を非公開とする。